

平成 29 年度 計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債権等 該当なし

・上記以外の有価証券で時価のあるもの 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物及びに器具及び備品 定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 職員の退職金の支給に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

・賞与引当金 職員の賞与支給に備えるために支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

平成 28 年度より賞与引当金を計上した。

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、岩手県社会福祉協議会の退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する計算諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

当法人では、事業区分は社会福祉事業のみ実施の為、作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施してないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)

法人本部拠点区分ではサービス区分は設定していない。

イ 江刺保育園拠点区分(社会福祉事業)

江刺保育園サービス区分

子育て支援事業サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	11,520,000			11,520,000
建物	27,105,300	0	3,592,817	23,512,483
定期預金				
合計	38,625,300	0	3,592,817	35,032,483

7. 基本金又は固定資産の売却もしくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	110,183,645	86,671,162	23,512,483
建物(その他の固定資産)	457,500	457,498	2
構築物	4,202,550	3,956,303	246,247
機械及び装置			
器具及び備品	15,082,046	12,676,254	2,405,792
合計	129,925,741	103,761,217	26,164,524

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

12. 関連当事者との取引内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業 上の 関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする

ために必要な事項

該当なし